

○松本市公契約条例施行規則

令和5年6月30日

規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、松本市公契約条例（令和5年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第2条 条例第2条第2号に規定する契約は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号及び第2号については、松本市財務規則（平成3年規則第10号）第119条の3第1項第1号に掲げるものを除く。

- (1) 予定価格1億円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格（契約期間が1年以下のものにあつては当該予定価格とし、1年を超えるものにあつては予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額とする。）10万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務（以下「2号業務」という。）に関する契約

ア 施設の清掃業務

イ 施設の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 施設の電話交換又は受付業務

エ 施設の宿日直業務

- (3) 松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条の規定により指定された指定管理者との協定（以下「協定」という。）のうち、公募によるもの

(従前従事労働者の雇用対象業務)

第3条 条例第7条に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2号ウに規定する業務
- (2) 前条第3号に規定する業務のうち、市長が指定する業務

(報告書の提出)

第4条 条例第8条第1項又は第2項の規定による提出は、松本市公契約労働環境報告書（様式第1号又は様式第2号）によるものとする。

(協定の下請における提出対象者)

第5条 条例第8条第2項に規定する規則で定める者は、協定に係る業務のうち2号業務を請け負う者とする。

(労働者への周知)

第6条 条例第10条の規定による周知は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 特定公契約に係る業務が実施される作業場所の見やすい場所への掲示
- (2) 書面での交付
- (3) その他市長が適当と認める方法

(労働者からの申出)

第7条 条例第11条第1項の規定による申出は、松本市公契約労働環境申出書(様式第3号)によるものとする。

(是正の求め)

第8条 条例第15条第1項の規定による求めは、松本市公契約労働環境等措置通知書(様式第4号)によるものとする。

(是正の報告)

第9条 条例第15条第2項の規定による報告は、松本市公契約労働環境等措置報告書(様式第5号)によるものとする。

(公表の通知)

第10条 条例第16条第1項の規定による参加資格の停止は、松本市公契約指名停止等通知書(様式第6号)によるものとする。

(審議会)

第11条 条例第17条に規定する審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 5 審議会の庶務は、財政部契約管財課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市公契約条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に契約を締結する公契約から適用する。

様式第1号(第4条関係)

松本市公契約労働環境報告書(工事請負用)

年 月 日

(宛先) 松本市長

所在地
 商号又は名称
 代表者氏名
 電話番号
 担当者氏名

松本市公契約条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

なお、契約の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令及び条例を遵守します。

契約(工事)件名：

【労働条件に関する事項】(労働基準法)

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 常時使用する労働者が10人以上の場合にあつては、就業規則を作成又は変更したときは、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。 ※ 10人未満の場合は、対象外に○	労働基準法第89条及び第106条第1項 労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ 対象外
	2 就業規則を制定した期日は以下のとおりである(改正している場合は、最終改正日を記入)。 制定日又は改正日 (年 月 日)	労働基準法第89条	はい・いいえ
労働条件の明示	3 賃金、労働時間その他の労働条件を、各労働者に省令で定める方法により明示している。	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	はい・いいえ
時間外・休日労働	4 法定労働時間(1日につき8時間以内かつ1週につき40時間以内)を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあつては、時間外又は休日労働に係る協定(36協定)を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。 ※ 労働時間の延長又は休日労働を行わない場合は、対象外に○	労働基準法第36条	はい・いいえ 対象外
年次有給休暇	5 法定の年次有給休暇を付与している。	労働基準法第39条	はい・いいえ
帳簿	6 法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	労働基準法第107条から第109条まで 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	はい・いいえ
賃金	7 賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を決めて支払っている。	労働基準法第24条	はい・いいえ
	8 法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働について、法令に従って割増賃金を支払っている。	労働基準法第37条	はい・いいえ
	9 当該契約(工事)に専ら従事する労働者(下請負している場合は、下請負先の労働者を含む。)で最も低い労働報酬下限額(最低賃金)は、以下のとおりである。 1時間当たり _____ 円(従事する職種 _____)		

(裏面あり)

【安全衛生に関する事項】（労働安全衛生法）

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	10	事業場の業種と規模(常時使用する労働者数)に応じて、次の者を選任している。 (1)常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者(労働安全衛生法施行令第3条各号に掲げる業種に限る。)、衛生管理者、産業医 (2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 ※ 10人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第11条から第13条まで 労働安全衛生法施行令第3条から第5条まで 労働安全衛生規則第12条の2	はい・いいえ 対象外
安全教育	11	衛生管理者等に対し、安全教育等を実施している。	労働安全衛生法第19条の2第1項	はい・いいえ
健康診断	12	常時使用する労働者に対し、毎年定期的に、かつ、採用時に健康診断を実施している。また、実施後についても労働者の健康を保持するために必要な措置を講じている。	労働安全衛生法第66条から第66条の9まで 労働安全衛生規則第43条及び第44条	はい・いいえ
	13	毎年1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。 ※ 50人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9	はい・いいえ 対象外

【労働環境を更に向上させる取組み】

確認項目	確認事項	
取組事例	14	労働環境の改善のために行っている取組みがあれば、具体的に記入してください。

様式第2号(第4条関係)

松本市公契約労働環境報告書(委託・指定管理用)

年 月 日

(宛先) 松本市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

松本市公契約条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

なお、契約の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令及び条例を遵守します。

契約(委託・指定管理)件名：

【労働条件に関する事項】(労働基準法)

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 常時使用する労働者が10人以上の場合にあっては、就業規則を作成又は変更したときは、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。 ※ 10人未満の場合は、対象外に○	労働基準法第89条及び第106条第1項 労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ 対象外
	2 就業規則を制定した期日は以下のとおりである(改正している場合は、最終改正日を記入)。 制定日又は改正日 (年 月 日)	労働基準法第89条	はい・いいえ
労働条件の明示	3 賃金、労働時間その他の労働条件を、各労働者に省令で定める方法により明示している。	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	はい・いいえ
時間外・休日労働	4 法定労働時間(1日につき8時間以内かつ1週につき40時間以内)を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあっては、時間外又は休日労働に係る協定(36協定)を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。 ※ 労働時間の延長又は休日労働を行わない場合は、対象外に○	労働基準法第36条	はい・いいえ 対象外
年次有給休暇	5 法定の年次有給休暇を付与している。	労働基準法第39条	はい・いいえ
帳簿	6 法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	労働基準法第107条から第109条まで 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	はい・いいえ
賃金	7 賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を決めて支払っている。	労働基準法第24条	はい・いいえ
	8 法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働について、法令に従って割増賃金を支払っている。	労働基準法第37条	はい・いいえ
	9 当該契約(委託・指定管理)に専ら従事する労働者(再委託している場合は、再委託先の労働者を含む。)で最も低い報酬額(最低賃金)は、以下のとおりである。 1時間当たり _____ 円(従事する職種 _____)		

(裏面あり)

【安全衛生に関する事項】（労働安全衛生法）

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	10 事業場の業種と規模(常時使用する労働者数)に応じて、次の者を選任している。 (1)常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者(労働安全衛生法施行令第3条各号に掲げる業種に限る。)、衛生管理者、産業医 (2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 ※ 10人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第11条から第13条まで 労働安全衛生法施行令第3条から第5条まで 労働安全衛生規則第12条の2	はい・いいえ 対象外
安全教育	11 衛生管理者等に対し、安全教育等を実施している。	労働安全衛生法第19条の2第1項	はい・いいえ
健康診断	12 常時使用する労働者に対し、毎年定期的に、かつ、採用時に健康診断を実施している。また、実施後についても労働者の健康を保持するために必要な措置を講じている。	労働安全衛生法第66条から第66条の9まで 労働安全衛生規則第43条及び第44条	はい・いいえ
	13 毎年1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。 ※ 50人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9	はい・いいえ 対象外

【労働環境を更に向上させる取組み】

確認項目	確認事項
取組事例	14 労働環境の改善のために行っている取組みがあれば、具体的に記入してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

松本市公契約労働環境申出書

（宛先）

申出者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

公契約に係る労働環境について、松本市公契約条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

事業所等の名称	
公契約の名称	
申出内容の事実確認	<input type="checkbox"/> 実名を通知して事実確認を希望 <input type="checkbox"/> 匿名による事実確認を希望
申 出 内 容	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

松本市公契約労働環境等措置通知書

様

松本市長

松本市公契約条例第15条第1項の規定に基づき、是正措置を講ずるよう求めますので、下記のとおり通知します。

記

公契約の名称	
是正を求める内容	
報告期限	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

松本市公契約労働環境等措置報告書

（宛先）

住 所
商号又は名称
代 表 者 名
連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号により是正措置の求めのあった件について、下記のとおり是正措置を講じましたので、松本市公契約条例第15条第2項の規定に基づき報告します。

記

公契約の名称	
措置内容及び 疎明資料	
是 正 日	

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

松本市公契約指名停止等通知書

様

松本市長

松本市公契約条例第16条第1項の規定に基づき、松本市の発注する建設工事及び製造の請負、物品の供給等の競争入札に係る指名を下記のとおり停止することとしたので通知します。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)